

朝来市第 6 期分別収集計画

平成 22 年 6 月

朝 来 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	7

朝来市第 6 期分別収集計画

平成 22 年 6 月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造し、限りある資源を有効に利用するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体が、それぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、新たな廃棄物処理施設の建設は、用地の確保が非常に困難となっているため、廃棄物処理施設に対する依存は高まっており、本市においては、最終処分場が平成 5 年度に完成し、残余容量が安定型最終処分場については約 30 年分、管理型最終処分場については約 20 年分と見込まれるが、埋立量を極力少なくしていかなければならない状況にあることに変わりない。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条の規定に基づき、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 5 R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）運動を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政のそれぞれの役割と具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量化や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の 5 R を基本とした地域社会づくり
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- (3) ごみステーションの整備及び管理
- (4) 集団回収を通じた地域コミュニティの形成

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 23 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、その他紙製容器、ペット製容器、その他プラスチック製容器、白色トレイを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位 t）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
スチール製容器	87	86	86	85	85
アルミ製容器	60	59	59	58	58
ガラス製容器(無色)	144	143	142	141	140
ガラス製容器(茶色)	134	133	132	131	130
ガラス製容器(その他)	52	52	51	51	51
飲料用紙製容器	36	36	36	35	35
段ボール製容器	341	339	336	334	332
その他紙製容器	381	378	376	373	371
ペット製容器	84	84	83	83	82
その他プラスチック製容器	658	654	650	645	641
うち白色トレイ	17	17	17	17	17
合計	1,977	1,964	1,951	1,936	1,925

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図ることが重要である。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

本市の広報紙、学校及び地域社会の場における副読本をはじめ、クリーンセンターの施設見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対してごみ排出量の現状、最終処分場の今後の見通し、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの5R運動の意義と効果及びごみの適切な出し方等について、家庭ごみ収集カレンダー及びごみの分け方・出し方によるチラシ、CATVによる番組等を用いた教育啓発活動の積極的な取組みを進める。

(2) 過剰包装の抑制

ごみの減量化、再資源化に取り組んでいる店をスリム・リサイクル運動啓発の店として指定するなど、スーパーマーケット等の小売店で包装の簡素化を推進する。

(3) 買い物袋持参の徹底

マイ・バッグキャンペーン運動を実施し、レジ袋等の小売包装の抑制、買い物袋の持参の徹底等の普及啓発を行う。

- (4) リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用
 回収ルートの確立しているリターナブル容器を用いた製品、トイレットペーパーをはじめとする再生資源を原材料として利用した製品の利用を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の状況を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、朝来市が所有する中間処理施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	あき缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	あきびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって飲料用紙製容器及び段ボール製容器以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ
-----------------------------	-------

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	70t		70t		69t		69t		68t	
主としてアルミ製の容器	51t		51t		50t		50t		49t	
無色のガラス製容器	(合計) 128t		(合計) 127t		(合計) 126t		(合計) 125t		(合計) 124t	
	(引渡額) 0t	(独自処理額) 128t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 127t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 126t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 125t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 124t
茶色のガラス製容器	(合計) 116t		(合計) 116t		(合計) 115t		(合計) 114t		(合計) 113t	
	(引渡額) 0t	(独自処理額) 116t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 116t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 115t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 114t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 113t
その他のガラス製容器	(合計) 33t		(合計) 33t		(合計) 33t		(合計) 33t		(合計) 32t	
	(引渡額) 33t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 33t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 33t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 33t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 32t	(独自処理額) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	11t		11t		11t		11t		11t	
主として段ボール製の容器	218t		309t		307t		305t		302t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 126t		(合計) 125t		(合計) 130t		(合計) 129t		(合計) 128t	
	(引渡額) 0t	(独自処理額) 126t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 125t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 130t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 129t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 128t

主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	（合計） 55t		（合計） 55t		（合計） 55t		（合計） 54t		（合計） 54t	
	（引渡） 0t	（独自処理） 55t	（引渡） 0t	（独自処理） 55t	（引渡） 0t	（独自処理） 55t	（引渡） 0t	（独自処理） 54t	（引渡） 0t	（独自処理） 54t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	（合計） 178t		（合計） 177t		（合計） 184t		（合計） 182t		（合計） 181t	
	（引渡） 175t	（独自処理） 3t	（引渡） 174t	（独自処理） 3t	（引渡） 181t	（独自処理） 3t	（引渡） 179t	（独自処理） 3t	（引渡） 178t	（独自処理） 3t
（うち白色トレイ）	（合計） 10t		（合計） 10t		（合計） 10t		（合計） 10t		（合計） 10t	
	（引渡） 10t	（独自処理） 0t	（引渡） 10t	（独自処理） 0t	（引渡） 10t	（独自処理） 0t	（引渡） 10t	（独自処理） 0t	（引渡） 10t	（独自処理） 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、「直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率」とする。

また、人口変動率は、平成22年3月末の人口（住民基本台帳+外国人登録）及び平成20年5月の兵庫県推計人口（出生率低位・純移動率封鎖型）から、次のとおり設定した。

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
33,955人 （対前年比） 約99.3%	33,732人 （対前年比） 約99.3%	33,509人 （対前年比） 約99.3%	33,286人 （対前年比） 約99.3%	33,061人 （対前年比） 約99.3%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うこととする。なお、飲料用紙製容器については、行政回収は行わないこととするが、引き続き市民団体による集団回収及び事業者による店頭回収により分別収集を実施することとする。

容器包装の種類	収集に係る分別の区分	分別収集の形態	分別収集の体制
スチール製容器 アルミ製容器	あき缶	行政回収 集団回収 店頭回収	朝来市 市民団体 事業者

ガラス製の容器（無色） ガラス製の容器（茶色） ガラス製の容器（その他）	あきびん	行政回収 集団回収	朝来市 市民団体
飲料用紙製容器	紙パック	集団回収 店頭回収	市民団体 事業者
段ボール製容器	段ボール	行政回収 集団回収	朝来市 市民団体
その他紙製容器	紙製容器包装	行政回収	朝来市
ペット製容器	ペットボトル	行政回収 集団回収	朝来市 市民団体
その他プラスチック製容器	プラスチック製容器包装	行政回収 店頭回収	朝来市 事業者
	白色トレイ	行政回収	朝来市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

あき缶、あきびん、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装及び段ボール製容器については、平成24年度までは現行どおり朝来市リサイクルセンターにおいて選別、圧縮及び保管を行うこととする。平成25年度からは、現在、南但広域行政事務組合で施設整備が進められている南但ごみ処理施設において選別、圧縮及び保管を行うこととする。

容器包装の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	あき缶	プラスチック製網かご	プレスパック式収集車	リサイクルセンター（選別・圧縮施設）
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	あきびん	プラスチック製網かご	多室型分別収集車	ストックヤード

ペット製容器	ペットボトル	折りたたみ式 回収ボックス	多室型分別 収集車	リサイクルセンター (選別・圧縮施設)
その他プラスチック製容器	白色トレイ	折りたたみ式 回収ボックス	3 t 平ボデ 車	ストックヤード
その他プラスチック製容器	プラスチック製 容器包装	折りたたみ式 回収ボックス	プレスパッ ク式収集車	ストックヤード
その他紙製容器	紙製容器包装	折りたたみ式 回収ボックス	プレスパッ ク式収集車	ストックヤード
段ボール製容器	段ボール	無し	3 t 平ボデ 車	ストックヤード

ストックヤード(床面積 755 m²)

容器包装の種類	保管容量	容器包装の種類	保管容量
スチール製容器	240 m ³	ペット製の容器	100 m ³
アルミ製容器	150 m ³	白色トレイ	50 m ³
無色のガラス製容器	100 m ³	プラスチック製容器包装	150 m ³
茶色のガラス製容器	100 m ³	段ボール製容器	50 m ³
紙製容器包装	100 m ³	その他のガラス製容器	70 m ³

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- (1) 市民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、行政及び事業者からなる朝来市環境審議会において積極的に検討を行う。
- (2) P T A、市民団体等による集団回収を促進するため、引き続き助成金の交付等の支援を行う。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。